

岡山市告示第 214 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 3年 3 月 17 日

岡山市長 大 森 雅 夫



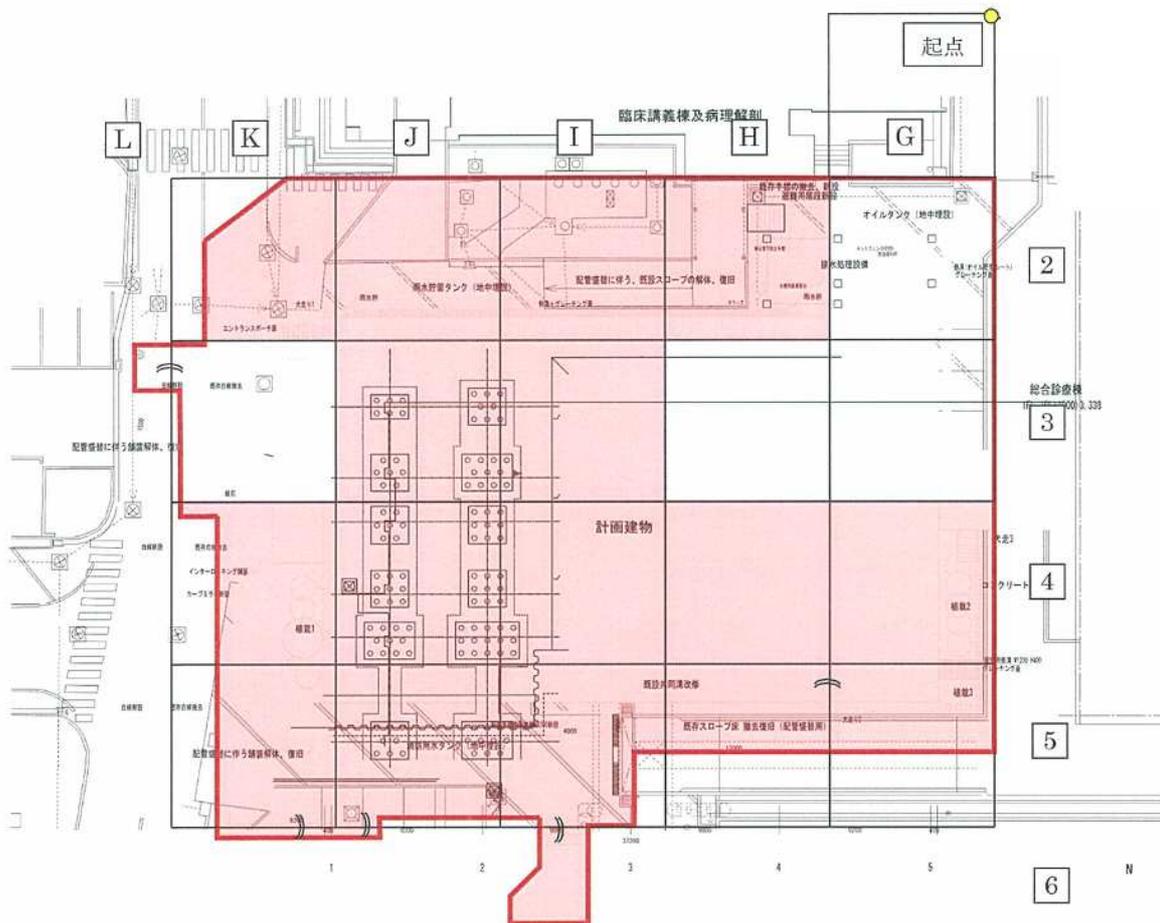
1 指定する区域

岡山市北区鹿田町二丁目117番の一部、131番の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

(別図) 指定する区域



凡例	
	: 調査範囲
	: 形質変更時要届出区域

- (1) 起点は北緯34° 39' 01.742" 東経134° 55' 12.540" とし、格子の線を時計回りに14.8° 回転させている
- (2) 起点は既往土壌調査のものを使用しており、当該調査において区画した線又は当該線を延長した線で土壌汚染状況調査の対象地を区画している